

滞納整理を強化しています

問 税務課 収納対策室 ☎ 52-5804

税金は、納税者の皆さんが定められた期限内に自ら納めていただくものです。納期限を過ぎ、督促後も未納の場合は、法に基づき滞納処分を行うことになります。

重要な自主財源である町税を確保するため、また税負担の公平性を保つために、納税に誠意が見られない人に対して各種財産の調査を行い、差押や換価などの滞納処分を実施しています。

本年度も、専門知識を有した山口県税務課職員(徴収対策班10人)とともに町税などを徴収する併任徴収制度を活用し、町内外の滞納者に対してさらに厳しい取組を実施していきます。

滞納すると不利益を受けることがあります

■滞納処分の流れ

- ①督促・催告
納期限内に納付がない場合、文書、電話、自宅訪問などによる督促・催告を行います。この場合、督促手数料や延滞金が加算されます。
- ②財産調査
更に納付がない場合、金融機関、保険会社、勤務先、取引先などの財産調査を行います。
- ③差押
預貯金、生命保険、給与、売掛金、不動産および自動車などを差押えます。
- ④搜索
居宅や事務所を搜索し、動産などを差押えます。(裁判所の令状は必要としません。)
- ⑤公売・換価充当
差押えた財産は、公売(売却)により換価(現金化)し、滞納金に充当します。

警告

納税に誠意が見られない場合、自動車などを差押え、タイヤロックを行う場合があります。



■令和元年度の実績

◇財産調査 324人 ◇滞納処分 59人

■対象となる税や料

町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、下水道受益者負担金および保育料など

■延滞金の利率(令和2年中)

納期限の翌日から1か月を経過する日まで 2.6%
納期限の翌日から1か月を経過した日以降 8.9%

令和2年度 生活基盤整備支援事業の申請を受け付けます

問 建設課 土木管理係 ☎ 52-5807

地域の生活基盤である生活道(里道)、農道および林道(いずれも私道を除く)の整備または補修を地域の利用者が共同で行う場合に、必要資材の購入費および作業用特殊機材の借上げ費を助成します。

用排水の水路、側溝の整備、^{しんせつ}浚渫などのほかに、ため池などの農業用施設の補修も該当します。

今年度工事を予定される地区からの申請を、次のとおり受け付けます。

◇支援基準

支援区分	支援限度額(上限)
道路の改良を主工事とするもの	受益世帯数 × 10万円以内(50万円)
道路の舗装を主工事とするもの	受益世帯数 × 6万円以内(30万円)
水路の整備を主工事とするもの	
ため池補修を主工事とするもの	
用排水路の浚渫取水施設の補修	受益世帯数 × 4万円以内(20万円)
その他(上記に準ずるもの)	

■支援の対象となるもの

◇資材購入費

整備や補修に必要な原材料で、常温アスファルト合材、生コンクリート、セメント、真砂土、クラッシャーラン、粒度調整碎石、土のう、床板、コンクリート水路、ベンチフリューム、ヒューム管など

◇作業用特殊機材の借上げ費

土工機械のバックホー、ダンプトラック、締固め機械、振動ローラーなど

※資材購入費と機材借上げ費の合計額について、左記の支援基準の限度額の範囲内で助成します。

なお、原材料は現物支給を行う場合もあります。

◇申請方法

申請書を建設課で受け取り、記入後、直接提出

◇申込締切日 6月30日(火)

◇決定方法

予算に限度がありますので、事業の公益性・緊急性などを考慮して申請書の内容を審査します。支援を決定した場合には決定通知書を送付します。